

北海道八雲高等学校 生徒心得

この心得は学校生活を支える基本となるものである。熟読して本校生徒としての自覚を深め、明朗で実りある学校生活を送るように努めよう。

1 日常の行動について

- (1) 本校生徒として、その品位を損なうような行動は厳に慎むこと。
- (2) 飲酒・喫煙等は、絶対にしないこと。酒類、煙草、ライター、シンナー等の所持も特別指導の対象となる。
- (3) 遊技場、その他風俗営業等の店には出入りしないこと。
- (4) 夜間外出する場合は、22時までに帰宅すること。
- (5) その他学校の規則に反する行為はしないこと。

2 公共物の使用・取扱いについて

- (1) 公共物は大切に扱い、破損・紛失した場合は、ただちに関係教師に報告すること。
- (2) 休日等に、校舎その他を使用する際はあらかじめ、関係の教師に申し出ること。

3 出版物・掲示物について

- (1) 生徒が刊行物を発行・配布する場合には、内容や発行責任者名を事前に関係の教師に届け出、承認を得ること。
- (2) 生徒が掲示する場合には、関係の教師の承認と指導を受けて行うこと。
- (3) 掲示物は丁寧に扱い、無断でこれを抹消削除したり、落書きしたりしないこと。

4 集会について

- (1) 諸種の会合を計画する場合には、集会の責任者は所定の集会届を提出してその許可を得ること。
- (2) 集会についての掲示を必要とする際は、規則に従って行うこと。

5 届出について

(1) 欠席・遅刻・早退

- ア 欠席・遅刻する場合には、保護者から事前にホームルーム担任に連絡してもらうこと。
- イ 早退する場合は、職員室で早退届にその理由を記入し、事前にホームルーム担任の許可を得てから、教科担任に申し出て下校すること。
- ウ 遅刻した場合は、職員室で遅刻届により許可を得てから、入室すること。
- エ 病気により、1週間以上連続して欠席する場合は、医師の診断書を担任に提出すること。

(2) 証明書等の交付

- ア 次の各証明書の交付は、事務室で所定の用紙に必要事項を記入して願い出ること。
(ア) 在学証明書 (イ) 通学証明書
- イ 次の各証明書等の交付は、ホームルーム担任を通じ、所定の用紙に必要事項を記入して願い出ること。
(ア) 卒業見込証明書 (イ) 成績証明書 (ウ) 学生割引証 (旅行届)

(3) その他必要な届出・願

次の各届出は、所定の用紙に必要事項を記入して、事前に関係の教師に提出して許可を得ること。

ア 集会参加届 イ 集会届 ウ 異装届 エ アルバイト届 オ 下宿届
カ 自転車通学届 キ その他必要な届出

6 服装について

服装は質素・清潔を旨とし、高校生としての面目を失わせるものであってはならない。

(1) 制服

男子-指定する黒色詰め襟学生服

女子-指定する濃紺セーラー服（スカートまたはスラックス）

（スカート丈は床上がり30cmから膝にかかるまでとする。）

ただし、夏季（文書で連絡）は、男子は指定する白色ワイシャツ、女子は指定する白色セーラー服を着用する。

(2) 指定の校章及び組章は、次のようにつけること。なお、不必要なバッジ等はつけないこと。

男子-学生服右襟に組章をつける。

女子-胸ポケットに組章をつける。校章の刺繍がない場合は、セーラー服右襟に校章バッジをつける。

(3) 防寒を目的としてオーバー、ジャンパー、マフラー等を着用する場合は、室内での着用及び派手な色彩のものは避けること。

(4) ストッキング及びタイツの色は黒色又は肌色とする。

(5) 髪型は、高校生らしいさっぱりとしたものにすること。パーマ又はそれに類するもの、更に染髪・加工等はしないこと。

(6) 外靴と上靴ははっきり区別し、土足はしないこと。上靴は、指定のものとする。草履、サンダル、ハイヒール等を外靴として使用しないこと。

(7) 理由があつて異装する場合は、所定の手続きをとり、許可を受けること。

(8) 休日及び休業中の登校には、制服及び本校指定のジャージ又は部活動指定のジャージとし、私服での登校は認めない。

7 アルバイトについて

アルバイトをする場合は、以下の条件を厳守して、必ず学校に届け出なければならない。

(1) 就労時間は21時までとし、22時までには、必ず帰宅していること。

(2) 危険を伴う職種や居酒屋等の酒類を主に提供する飲食店等には従事しないこと。

(3) 定期考査1週間前及び考査期間中（考査最終日を除く）は、アルバイトを中断し、学習に専念すること。

(4) 評価、仮評定、評定において「1」がないこと。

(5) 各定期考査の段階で欠時数が2割を超える科目が1つもないこと。

(6) 欠席、遅刻、早退が著しく多くない（成績会議で指導の対象にならない）こと。

(7) アルバイト届は、年度ごとに必ず提出すること。

(8) 年度中に別のアルバイトを行う場合は、改めて届けを提出すること。

〔留意事項〕

※上記の条件が守られない場合は、ただちにアルバイトを禁止することがある。

※1年生は安定した高校生活を確立するため、前期のアルバイトは原則として認めない。

交通安全について

1 自転車通学について

- (1) 自転車通学をする者は届出をし、整備不良が無いように点検を受け、所定のステッカー（¥100）を貼る。
- (2) 二人乗りやスマートフォンを使用しながらの運転など、交通違反は絶対にしない。
- (3) 冬期間は禁止する。

2 運転免許取得について

- (1) 全ての運転免許の取得及び運転を禁止する。
- (2) ただし普通自動車免許及び準中型自動車免許の取得に限り、3学年の後期以降において次の条件を満たした場合は許可する。
 - ア 仮評定で「1」がないこと。
 - イ 遅刻・早退が著しく多くない（成績会議で指導対象にならない）こと。
 - ウ 欠席・欠課時数については2割を超えないこと。
 - エ 諸納金等の滞納がないこと。

※具体的な運転免許取得にかかる注意事項の確認は、3学年を対象に夏休み明けにおこなう。

携帯電話・スマートフォンの使用について

携帯電話を利用して、SNSやインターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の人への悪口や謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする「ネット上のいじめ」が問題視されています。「ネット上のいじめ」は、他のいじめと同様に決して許されるものではありません。悪ふざけやちょっとしたいたずらが相手を大きく傷つけ、時には犯罪になることさえあります。携帯電話・スマートフォンを所持する場合は、ネットの功罪をよく理解していただきたいと思います。

現在、携帯電話・スマートフォンの取り扱いについては次のようになっていますので、規則やマナーを守って使用してください。

- 携帯電話・スマートフォンの校内への持込は許可する。
- 登校から下校までは携帯電話・スマートフォンの電源を切り、使用しない。
- 緊急時は、職員室内の電話を使用する。また、保護者からは学校に連絡いただき、担任等を通じて生徒に伝える。
- 校外を含め、利用状況が悪いと判断した場合は持込を禁止することがある。
- 考査中に携帯電話を使用した場合は、不正行為とみなし特別指導の対象とする。
- 個人情報の掲載や画像の無断転用は、犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性があるので、絶対に行わない。
- インターネット上での誹謗中傷や、本人に無断で電話番号や写真等の個人情報を書くなどした場合には、特別指導の対象となることがある。